

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和1年度
変更年度	令和3年度
計画主体	大阪府四條畷市

## 四條畷市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 市民生活部 産業振興課  
所在地 四條畷市中野本町1番1号  
電話番号 072-877-2121  
FAX番号 072-877-8300  
メールアドレス sanrou@city.shijonawate.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ
計画期間	令和1年度～令和3年度
対象地域	四條畷市全域

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。  
 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ (平成29年度)	水稲、野菜等	被害面積 12.7アール 被害金額 251千円
アライグマ (令和元年度)		被害面積 8.67アール 被害金額 24千円

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシについては、平成21年度を境に捕獲数が著しく増加し、山間部等での農作物の食い荒らし等の被害があり、またゴルフ場や公園施設にも出現する。平成25年度より鳥獣被害防止計画を策定し対策しているが、現在もなお被害が続いている状況である。主に秋から冬にかけて発生する。  
 アライグマについては、平成22年度以降徐々に捕獲数が増加している。山間部の農地等では主に春から夏にかけて農作物の食い荒らし等の被害が発生しており、令和3年度から鳥獣被害防止計画に追記することにより対策を講じる方向である。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

	指標	現状値（平成29年度）	目標値（令和3年度）
被害イノシシ	面積	12.7アール	10.0アール
	金額	251千円	200千円

	指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和3年度）
被害 ア ラ イ グ マ	面積	8.67アール	5.0アール
	金額	24千円	14千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	地元猟友会に対する業務委託による、檻・くくり罠を活用した捕獲事業を実施。処分については、猟友会により一定の大きさに解体した後、市の焼却場で焼却処理を行っている。	捕獲従事者の高齢化に伴う技術継承
防護柵の設置等に関する取組	なし	防護柵の設置等に関する予算措置が難しい

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

猟友会及び鳥獣被害を受けている市民等との連携をより強化し、情報の共有化を図り、被害を受けている市民等に対する防止対策技術指導等を行うことで、被害の軽減目標に向けた総合的な取り組みを推進する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会による捕獲活動を継続的に実施するとともに、猟友会の捕獲能力向上に向けた人的・物的強化の推進など、総合的な捕獲機能の強化に努める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
1年度～3年度	イノシシ	猟友会との連携を強化する。
3年度	アライグマ	希望する市民へ檻を貸し出し、捕獲を強化する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(注) 檻の貸出については、生活環境課で許可を得た市民のみ。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
大阪府鳥獣保護管理事業計画や第二種鳥獣管理計画に基づき、捕獲実績及び被害軽減面積を踏まえた、適切な有害鳥獣捕獲を実施していく。			
捕獲実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度
イノシシ	27頭	38頭	51頭
アライグマ	19頭	18頭	37頭

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和1年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	60頭	60頭	60頭
アライグマ	—	—	40頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

(注) アライグマについては、令和3年度からの追記となるため、令和3年度のみ記載。

捕獲等の取組内容
檻・くくり罠等による適切な捕獲を実施する。また、個体数の増加の抑止及び被害軽減の観点から、檻・くくり罠等の設置場所の拡大を行う。
捕獲期間 5月～3月

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
四條畷市 (平成19年4月権限移譲済)	狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル、イタチ(メス)

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

- (1) 侵入防止柵については、受益者負担の観点から地元設置を原則とし、被害状況を踏まえながら、今後の検討課題とする。

#### (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
1年度～3年度	イノシシ	協議会等の開催により、猟友会と被害を受ける市民等の連携をより強化し、防止対策技術等の普及を図る。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

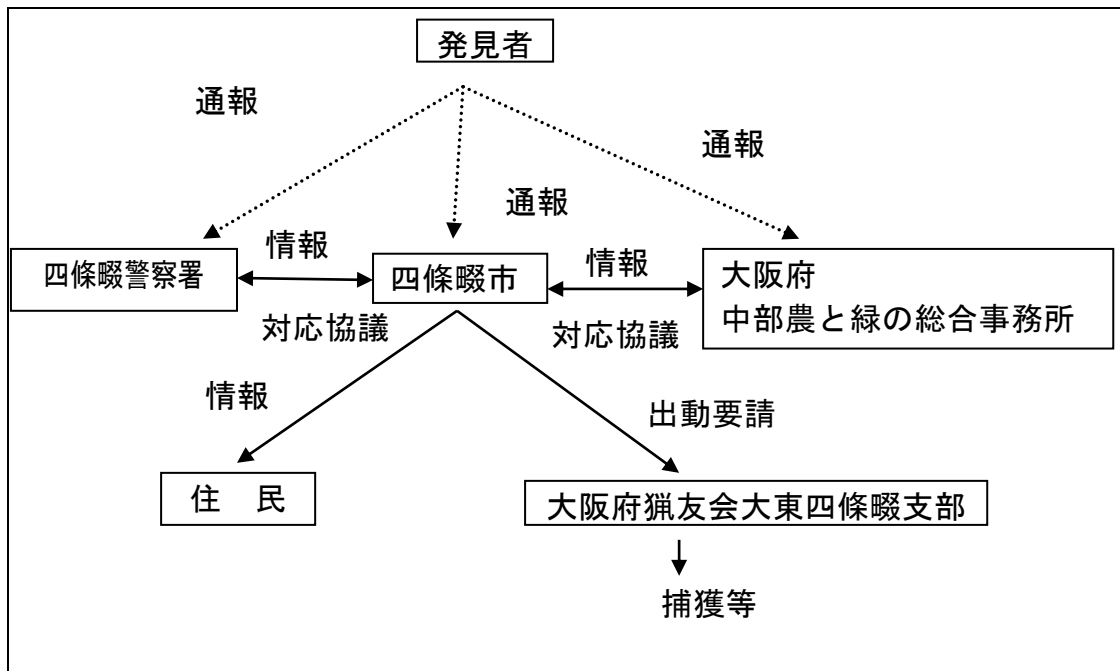
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
(公社)大阪府猟友会大東四條畷支部	対象鳥獣の捕獲等に関すること
四條畷警察署	安全確保に関すること
大阪府中部農と緑の総合事務所	被害対策に係る助言・指導に関すること
四條畷市	対処全般に関すること

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却施設へ持込、焼却または現場での埋設

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

なし

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	四條畷市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
逢阪地区イノブタ等被害対策実行委員会	・有害鳥獣の被害報告や対策に関すること。
大阪東部農業協同組合 営農経済部	・有害鳥獣の情報収集に関すること。 ・有害鳥獣に係る広報に関すること。
(公社)大阪府猟友会大東四條畷支部	・有害鳥獣の被害対策に係る助言・指導等に関すること。 ・有害鳥獣の捕獲に関すること。
大阪府中部農と緑の総合事務所	・有害鳥獣の被害対策に係る助言・指導に関すること
四條畷市	・有害鳥獣の処理に関する総合調整に関すること。 ・協議会事務局に関すること。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
四條畷市農業委員会	情報提供
大阪府動物愛護畜産課	情報提供、指導助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入

する。

- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊については今後の研究課題とする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣の鳥獣被害防止対策協議会との情報交換等、連携を密にし、効率的かつ効果的な被害防止施策を推進する。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

各関係機関と連携を密にし、効率的かつ効果的な施策を進めていく。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。